患者さんの権利と債務

1. 個人として、常にその人格が尊重される権利

個人の人格、価値観などが尊重され、医療者との相互信頼、相互協力関係のもとで医療を受けることの出来る権利があります。

2. 良質な医療を平等に受ける権利

身分、人種、信条、性別、障害の有無に関わらず、適切・良質な医療を平等に受ける ことの権利があります。

3. 十分な説明を受ける権利

患者さまが受けられる治療や検査の効果や危険性、他の治療方法の有無などについて、 理解と納得が出来るまで、十分な説明と情報を受けることの出来る権利があります。

4. 受ける医療に参加し自ら決定する権利

患者さまは、十分な説明と情報提供を受けられた上で治療方法など自らの意思で承諾 または、拒否される権利があります。

5. 受けている医療について知る権利

患者さまが受けている医療についてわからないことがあれば、医療従事者に質問することができ、診療情報についても情報提供を受けたり、カルテ等の開示を求める権利があります。

6. 個人のプライバシーが守られる権利

診療の過程で得られた個人情報の秘密が、守られる権利があります。

7. 病院を選ぶ権利

患者さまは、病院を自由に選ぶ権利があります。また、病院の紹介状により他の医師 の意見を求める権利があります。

8. 患者さまの責務

良質な医療を実現するため、医師等に患者さま自身の健康に関する情報を正確に提供してください。納得できる医療を受けるため、良く理解できなかった説明については、理解できるまで質問してください。他の患者さまの医療及び職員の業務に支障を与えないようにご配慮ください。

